平成３０年（フ）第８３８号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７番地の２　エスタテラ湘南台オーシャンコート1503号
債務者　片岡　文子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８７１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町512番地１　ニックハイム201号
債務者　山口仁太郎
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９２１号
横浜市中区豆口台95番地　ファミールソエダ201号室
債務者　村上　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４５号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目30番13号　松風荘
債務者　鈴木　孝夫
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１２８号
神奈川県藤沢市善行団地１番11―502号
債務者　植田　博行
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９３号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目３番２号　太田マンション303号
債務者　高橋真一郎
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９７号
横浜市緑区上山２丁目３番18号　スカイハイツ102
債務者　堀口　正則
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１６号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目５番17号　パーシモン101
債務者　武田　尚美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５１号
長崎県佐世保市大潟町725番地87　ダイアローグ105号、前住所長崎県佐世保市天神３丁目2702番地４　大浦ビル301
債務者　森　　徳治
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
長崎県佐世保市若葉町31番12号　102号室
債務者　井寺ひとみ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―1101号　泉福寺住宅１号館、前住所長崎県佐世保市白岳町437番地４　リバーサイド元山201
債務者　岩本　章子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
長崎県佐世保市大潟町145番地32　ユースハイツ108号室、前住所三重県津市高茶屋５丁目11番57号　フレッシュパレス202
債務者　久保田　勇
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第９０９号
横浜市緑区北八朔町1632番地　ハイツあすなろ102号
債務者　岡村　和彦
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１８６号
神奈川県海老名市社家3611番地　サウスビュービレッジ205
債務者　竹ノ内　浩
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１８７号
神奈川県海老名市社家3611番地　サウスビュービレッジ205
債務者　竹ノ内愛里
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部